

製造業県内発注促進事業 試作支援 募集要綱

1. 事業の概要

1.1. 趣旨

製造業県内発注促進事業（本事業）は、県内の企業間連携を強化し、県内企業の製品開発や生産性向上を促進するため、新製品や装置の試作などを支援します。県内企業からの新製品や装置の試作依頼に対し、現場ヒアリングから仕様設定、基本設計などを行い、県内ものづくり系企業を活用して試作品を製作し、評価検証を行うことで、実用化に向けた開発段階での支援を実施します。

1.2. 対象となる試作

本事業は、様々な理由で県外に発注している製品製造や装置開発について、県内への発注を促進するために、県内ものづくり系企業による製品製造や装置開発などの試作を行うための事業です。そのため、県内ものづくり系企業に発注すること、継続的な発注を検討していること、発注に伴い県内ものづくり系企業の技術向上が見込まれること、を優先して支援します。

1.3. 対象となる企業（申請企業）

- ◆ 県内に本社・支店を有する民間企業、その他法人格を有する団体、個人事業主。
- ◆ 申請書の提出前に事前相談を行っていること。
- ◆ 県内ものづくり系企業への発注を前提にした製品・装置の試作を検討していること。
- ◆ 継続的な発注を検討していること、発注に伴い県内ものづくり系企業の技術向上が見込まれること。
- ◆ 採択された企業には、試作品の評価を行い、レポートを提出する義務があります。また、採択事業終了後も、採択事業の成果についてレポートを提出する義務があります。

1.4. 費用負担

- ◆ 試作品の製作にあたっては、費用負担は原則ありません。ただし試作後の製品製造は、申請企業が県内ものづくり系企業に直接発注していただくこととなります。
- ◆ 試作品の製作にかかる費用には上限があります。

1.5. 実施期間

3 か月程度を目安とします。それ以上かかる可能性のある場合は、別途相談してください。

1.6. 対象外となる事業

- ◆ 申請企業のみ便益が生じ、発注先となる県内ものづくり系企業に対し、技術向上や受注機会の増加等が見込めない事業

- ◆ 既製品の購入で解決する事業
- ◆ テーマや事業内容から判断し、同一または類似内容の事業で、国や県等からの助成（補助金、委託費等）をすでに受けている、ないしは受ける計画がある事業
- ◆ 営利活動とみなされる物件等の導入を行う事業
- ◆ 公序良俗に反する事業
- ◆ 発注先及び資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業
- ◆ その他、事務局が本事業の主旨に合致しないと判断した事業。

2. 応募

2.1. 事前相談

応募にあたっては、申請企業は事務局に事前相談を行ってください。

2.2. 申請書様式

申請書の様式は、事務局のホームページからダウンロードして使用してください。

申請書は、用紙サイズ A4 版、日本語で作成し、必要事項に過不足がないように、かつ理解しやすいように簡潔に記述してください。申請書の枠の大きさは適宜修正してください。

2.3. 応募方法

正本（押印した申請書）1部、副本3部（両面コピー可）を事務局に提出してください。FAXによる提出は受け付けませんのでご注意ください。

※提出して頂いた申請書は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

※申請書はプロジェクト選考のためにのみ使用いたします。

※同一法人および同一事業者の応募申請は、1申請に限ります。

2.4. 申請期間

平成30年8月3日から平成31年1月31日までの期間で随時募集します。

なお、試作品の製作は、平成31年2月28日までとします。

2.5. 提出先および問合せ、事前相談先（事務局）

事務局 一般社団法人ものづくりネットワーク沖縄（担当：福原、中村）

〒904-2311 沖縄県うるま市勝連南風原 5192-30

電話：(098) 923-0877、FAX：(098) 923-0878

E-mail：info@mdn-okinawa.or.jp

3. 審査

3.1. 審査方法

- ◆ 申請書に基づき、事務局にて審査します。
- ◆ 審査は非公開で行われます。

3.2. 審査結果の通知

- ◆ 申請企業には採択結果を通知します（申請後、2週間前後）。
- ◆ 審査結果についての問い合わせには一切応じません。

4. 留意事項

4.1. 試作品の帰属等

試作品の所有権は県に帰属します。評価などの開発用途以外には使用できません。

4.2. 知的財産権の帰属等

試作開発の実施により知的財産権が発生した場合は、原則、県内ものづくり系企業に帰属します。

4.3. 以下の要件に該当する場合は、試作開発の中止を行う場合があります。

- ◆ 申請書に虚偽の記載を行った場合。
- ◆ 不正行為（捏造、改ざん、盗用等）が認められた場合。
- ◆ 実施体制に著しい変更が生じ、試作開発の遂行が困難であると認められた場合。
- ◆ 他の競争的資金制度に採択された場合。